

社またはその他の事業のなかの、現金および現金同等物の金額
 (d) 支配を獲得または喪失した子会社またはその他の事業のなかの、現金または現金同等物以外の資産および負債の金額(主要な区分ごとに要約)

当該要求に関する開示として、開示例30の事例を紹介したい。

IV 過去に認識した金融商品の指定が増加 初度適用時の免除規定の 選択状況

IFRSはIFRSの初度適用企業に対して、任意の免除規定を設けており、初度適用企業の作業負担を軽減するように考慮している。IFRS

(開示例29) 条件付対価

第一三共(2017年3月期)		
(2) 条件付対価		
<p>企業結合による条件付対価は、アンビット・バイオサイエンシズCorp.の現在フェーズ3にある急性骨髄性白血病治療薬(一般名:キザルチニブ、開発コード:AC220)の上市時マイルストーンであり、貨幣の時間価値を考慮して計算しております。当社が条件付対価契約に基づき要求され得るすべての将来の支払額は、10,692百万円(割引前)であります。</p> <p>期末残高に関する為替変動リスクのエクスポージャーは54,071千米ドルであり、期末日において日本円が米ドルに対し1%円高になった場合の税引前利益への影響は、60百万円であります。</p> <p>条件付対価の公正価値ヒエラルキーのレベルはレベル3であります。条件付対価に係る公正価値変動額は「金融費用」に計上しております。なお、公正価値のヒエラルキーについては「29. 金融商品」に記載しております。</p> <p>レベル3に分類した条件付対価の期首残高から期末残高への調整表は次のとおりであります。</p>		
	(単位:百万円)	
	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
期首残高	2,971	2,859
企業結合による増加	-	-
期中公正価値変動額	75	3,219
期中決済額	-	-
為替換算差額	△187	△12
期末残高	2,859	6,066

RS1号「国際財務報告基準の初度適用」が規定する免除規定は、図表23を参照されたい。
 本稿では、前回分析に引き続き、

今回新たにIFRSを任意適用した36社⁽⁴⁾について分析を行った。36社の免除規定の選択状況は図表24を参照されたい。また、初度適用に関する

(開示例30) 企業結合による正味キャッシュ・フローに関する開示

味の素(2017年3月期)	
(4) 子会社の取得によるキャッシュ・アウト	
	(単位:百万円)
	金額
現金による取得対価	27,000
取得した子会社における現金及び現金同等物	△446
子会社の取得によるキャッシュ・アウト	26,553

る実際の開示については、開示例31を参照されたい。
 前回分析では、図表23における免除規定のうち、選択企業の多かった企業結合、換算差額累計額、過去に認識した金融商品の指定、みなし原価、株式に基づく報酬取引および借入コストについて記載した。今回分析対象の36社についてもやはり同様の免除規定を選択していた企業が多かったが、前回分析と比較し、過去に認識した金融商品の指定、みなし原価の免除規